

教 育 委 員 会 会 議 録

(定 例 会)

令和8年6月25日開催

さいたま市教育委員会

1	期	日	令和8年6月25日（木）				
2	場	所	教育委員会室				
3	開	会	午後4時00分				
4	出	席	委員	教	育	長	竹 居 秀 子
			教育長職務代理者				大 谷 幸 男
			委 員				石 田 有 世
			委 員				伊 藤 華 英
			委 員				小 山 和 也
			委 員				堀 田 香 織
5	議場	に出席した者	生涯学習部長				深 津 健太郎
			管理部参事兼教育政策室長				菱 沼 孝 行
			管理部参事兼学校施設整備課長				田 嶋 真 二
			学校教育部参事兼生徒指導課長				坂 東 千 里
			生涯学習部参事兼うらわ美術館副館長				釜 浩 美
			教育総務課長				河 下 勝 昭
			教育財務課長				清 川 亘
			学校施設整備課長代理者				
			教職員人事課長				橋 本 大 輔
			健康教育課長				持 木 信 治
			おいしい給食サポート課長代理者				
			教育研究所長				紺 野 雅 弘
			生涯学習振興課長				八 島 典 子
6	会議録署名委員		伊 藤 華 英				

7 議事等の概要

竹居教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記 おりません。

竹居教育長 本日の会議録の署名委員は、伊藤委員にお願いいたします。
本日の議案に、報告第21号「さいたま市教職員（管理職）の人事について」及び報告第22号「さいたま市教職員（管理職）の人事について」を追加提出いたします。
本日の議案については、議案第38号は議会に関する案件、報告第20号から第22号、議案第40号から第45号は人事に関する案件、「その他」は個人情報を取り扱う案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、報告第19号、議案第39号、議案第46号を除く議案、報告及び「その他」は非公開となります。
会議の順番ですが、報告第19号、議案第46号、議案第39号、続いて非公開となる報告第20号から22号、議案第40号、38号、その後、議案第41号から45号、最後に「その他」の順番で審議することといたします。

報告第19号 令和8年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

竹居教育長 それでは、報告第19号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育財務課長 報告第19号「令和8年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について」を御説明いたします。
別冊3の3ページを御覧ください。
この報告の内容は、令和8年さいたま市議会6月定例会に追加で提出した、令和8年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）になります。緊急に処理する必要があり、教育委員会会議を招集するいとまがなかったことから、臨時代理したものでございます。

提案理由でございますが、市立小・中・特別支援学校の良好な教育環境を確保するため、空調設備の整備・更新に向けたアドバイザー業務の債務負担行為の設定について、市長に申出するものでございます。

6 ページの第 1 表「債務負担行為補正」について、「事務事業概要」で詳細を説明させていただきます。12 ページを御覧ください。

市立小・中・特別支援学校の良好な教育環境を確保するため、未整備諸室への空調設備の新設及び老朽化した空調設備の更新に向けたアドバイザー業務の債務負担行為の設定を、令和 8 年度から令和 10 年度まで、限度額 37,884 千円で行うものになります。

説明は以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

竹居教育長 何かありますか。

堀田委員 アドバイザー業務とは何ですか。

学校施設整備課長 本来、建築工事や空調設備の整備は、市役所が発注し管理をするものですが、それらを全て民間業者に任せる P F I という手法がございます。P F I を用いるにあたり、市職員のノウハウのみでは対応できない部分がございますので、専門の業者にサポートいただくというものです。

小山委員 従来の P F I はゼネコンが行うような大きな工事というイメージでしたが、最近はこのような業務も P F I で行うということですか。

学校施設整備課長 アドバイザー業務の後、実際の空調整備を行うのですが、小・中学校、特別支援学校全ての空調の新設や更新を行う予定です。現在の想定では、総事業費が 723 億円の大規模事業となりますので、P F I で進めることとなります。

小山委員 アドバイザー業務を委託する相手方とは、これから契約するということですか。

学校施設整備課長 今後プロポーザル方式を用いて業者を選定する予定です。

竹居教育長 それでは、この件は終了といたします。

竹居教育長

続いて、議案第４６号について、事務局から説明をお願いします。

教育政策室長

議案第４６号「令和８年度教育委員会の点検・評価報告書」について御説明いたします。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項の規定に基づき、本日、教育長が議案として上程するものでございます。

なお、説明につきましては、事前に本案について御覧いただいた際に御指摘いただきました部分についてとさせていただきます。

それでは、別紙「令和８年度教育委員会の点検・評価報告書（案）」及び参考資料「令和８年度点検・評価報告書検討会後の修正箇所一覧」を御覧ください。はじめに、先日検討会にて御指摘いただきました部分の修正のうち、主なものについて説明いたします。

お手元に、別冊「令和８年度教育委員会の点検・評価報告書」とＡ３の別紙「令和８年度点検・評価報告書検討会後の修正箇所一覧」をお配りしておりますが、別冊の報告書を用いて御説明いたします。

まず、全体を通しての修正について２点説明いたします。

１点目は、市民の視点に立った表記についてです。１１ページを御覧ください。全体をとおして、言葉の意味を分かりやすくすることと御指摘いただきましたので、例えば、１１ページのように「＜今後の方向性＞」の下に注釈を追記しました。

なお、各事業につきまして市民目線での言葉の見直しを行い、注釈を追記しております。

２点目は表や行の幅などの統一についてです。１２ページを御覧ください。全体をとおして、実績や成果について表を記載した方がよいと御指摘いただきましたので、例えば、１２ページの「実績・成果」につきまして、前年度比を記載できるものを表で掲載しました。また、全体をとおして、文字のサイズと行間を統一し、報告書の視認性を向上させております。

次に、各事業で御指摘いただきました部分の修正のうち、主なものについて説明いたします。まず、５４ページを御覧ください。「２（１０）子どもの幸せを保障する心のサポート体制の充実」の「＜課題・振り返り＞」の５行目以降につきまして、「２４時間子どもＳＯＳ窓口」の相談件数など、各事業における件数の減少理由について、校内支援体制の強化が一定の成果を上げたのであれば具体的に記載すべきと御意見をいただきましたので、校内支援体制の強化と関連した記載内容に修正しました。

次に、６２ページを御覧ください。「３（１）時代のニーズを踏まえた「公民館事業の推進」と「モデル館事業」の創設」の「実績・成果」の最下部について、オンライン講座の実施を具体的に記載すべきと御意見をいただきましたので、記載内容を修正しました。

次に、９８ページを御覧ください。「実績・成果」の最上部について、時間外在校等時間が前年度よりも減少した一方で、校務に負担や多忙感を感じている割合が８６．８％と高い状況について、表現を修正すべきと御意見をいただきましたので、記載内容をコロナ禍との比較として修正しました。

その他の修正につきましては、お手元にお配りしましたＡ３の修正箇所一覧のとおり、追記・修正を行っております。

以上、御指摘いただきました部分の修正のうち、主なものについて説明をさせていただきました。本日、議決をいただければ１１０ページでございますとおり、外部有識者の方々による点検評価委員会を７月、８月に計３回開催し、その御意見を付記した上で報告書として作成し、９月議会に提出、公表を行う予定でございます。

以上で説明を終了いたします。

竹居教育長

何かありますか。

それでは議案第４６号につきましては、原案のとおりとしましてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

竹居教育長

出席委員全員の賛成により、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

議案第３９号　さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長

続いて、議案第３９号について、事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長

議案第３９号「さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

別冊１の３ページを御覧ください。概要を御説明いたします。

「１ 改正理由」でございますが、人事院規則１５－１４（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

「２ 改正の概要」としましては、特別休暇の一つである官公署出頭休暇の対象に、被害者参加人として裁判所等に出頭する場合を含めることとするものでございます。

官公署出頭休暇とは、職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるときに、必要と認められる期間、取得できる休暇です。被害者参加人とは、刑事裁判への参加を許可された被害者や御遺族等の方々のことを指します。

これまで犯罪被害者等となって休暇を必要とする場合には、心身の不調からの回復には病気休暇、捜査機関への出頭には官公署出頭休暇、被害者参加人としての裁判所等への出頭は年次有給休暇による対応となっていたものです。

改正の内容は、市長部局の市職員も同様です。

なお、施行期日は、令和８年７月１日とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

竹居教育長

何かありますか。

それでは議案第３９号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

竹居教育長

出席委員全員の賛成により、議案第３９号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

報告第２０号

さいたま市教職員の人事について
<非公開案件につき内容は省略>

報告第２１号

さいたま市教職員（管理職）の人事について
<非公開案件につき内容は省略>

報告第２２号

さいたま市教職員（管理職）の人事について
<非公開案件につき内容は省略>

議案第４０号

さいたま市教職員健康審査会委員の委嘱について
<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

議案第 3 8 号 議決事項の一部変更について(さいたま市立原山小学校東校舎（普通教室棟）改築(建築)工事請負契約)
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

議案第 4 1 号 さいたま市学校災害救済給付金審査委員会委員の委嘱について
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

議案第 4 2 号 さいたま市立学校給食センター運営委員会委員の任命について
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

議案第 4 3 号 さいたま市立教育研究所運営委員会委員の委嘱及び任命について
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

議案第 4 4 号 さいたま市社会教育委員の委嘱について
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

議案第 4 5 号 うらわ美術館協議会委員の委嘱について
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

その他 いじめ防止対策推進法第 2 8 条に規定する重大事態の調査結果の報告について
＜非公開案件につき内容は省略＞

竹居教育長 以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。
これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後 5 時 2 0 分